

令和8年度 吉富町放課後児童クラブ整備工事
設計業務委託受託者募集要領

1. 一般事項

(1) 要旨

この実施要領は、令和8年度 吉富町放課後児童クラブ整備工事設計業務（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

(2) 業務委託の概要

① 業務委託名称

令和8年度 吉富町放課後児童クラブ整備工事設計業務

② 業務内容

吉富町放課後児童クラブ整備工事に係る基本設計・実施設計業務等

③ 履行期間

契約締結の翌日から令和8年8月10日(月)まで

④ 委託金額上限

10,210,200 円以内(消費税および地方消費税の額を含む)

(3) 建設計画の概要

① 敷地概要

建設予定地 福岡県築上郡吉富町広津665番地1他15筆

② 敷地面積

16,402.33 m² (内、対象箇所約600.00m²)

③ 施設概要

用途・機能： 放課後児童クラブ支援室、外構、付帯設備

延床面積： 約350.00 m²

(4) プロポーザルの概要

① 名称

令和8年度 吉富町放課後児童クラブ整備工事設計業務

② 主催者・事務局

吉富町役場 子育て健康課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

TEL 0979-24-1133 (ダイヤルイン)

FAX 0979-24-3219

Email kosodate@town.yoshitomi.lg.jp

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

③ 選定および特定方式

公募型プロポーザル

④ 実施スケジュール

内容	日程 (令和8年)
プロポーザルの公告	4月7日 (火)
質問受付期間	4月10日(金) 午後5時まで
質問回答公表	4月13日 (月)
参加表明書、企画提案書提出期限	4月22日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション	4月27日(月)予定
審査結果通知	5月上旬
契約締結	決定者と調整

⑤ 実施要領の閲覧・取得方法

本プロポーザルの関係資料は、本町ホームページ上で交付する。

<https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

2. 実施に関する事項

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業とし、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

本プロポーザルに参加できる者は、次の①～⑦に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③次のいずれにも該当しないこと。
- A 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - B 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - C 暴力団員が役員となっている事業者
 - D 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - E 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - F 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - G 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - H 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑤福岡県内に本社・支社・営業所を置く法人格を有する事業者又は、個人事業主とする。
- ⑥事業者は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- なお、総括責任者と意匠担当技術者は兼務することができる。
- A 一級建築士とすること。
 - B 500㎡以上の木造建築物の設計実績を有すること。
- ⑦仕様書の内容及び現地の状況を十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。

3. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び提案書に関して不明な点がある場合は、事務局に電子メールにより提出すること。

電話及び来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

なお、質問の内容で、「評価及び審査に関わる質問」及び「提案内容に関わる質問」については一切受け付けない。

(2) 回答について

質問と回答は、随時、町ホームページ上で公開する。

なお、回答は本要領書及び仕様書の追加又は修正とみなす。

4. 参加表明に関する事項

(1) 参加表明の提出について

① 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること

a.参加表明書（様式第1号） 1部

b.企画提案書 10部

（ア）具体的な業務の取り組み方針、及び取り組み体制（業務、担当など）及び設計・工程についての提案すること。

（イ）コスト縮減・工期短縮について提案すること。

注1・A4判横使いとし、2枚以内とする。ホッチキス左止め1箇所とする。

注2・文章を補完するためのイラスト及びイメージ図などは、使用可能であるが、立面図、断面図などの正確な縮尺に基づく設計図、パース・模型などは求めない。

注3・提案書に記載する文字のポイントは10.5pt以上とする。

c.会社概要書（様式第2号） 10部

d.業務実績書（様式第3号） 10部

e.予定担当者の経歴等（様式第4号） 10部

（ア）500㎡以上の木造建築物の設計実績を有すること。

またその他業務実績を記載することも可能とする。

（イ）予定担当者の必要資格の写しを添付すること。

f.事業者（法人）の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し 1部

g.見積書 1部

本業務に係る全ての経費の見積書を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、業務ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込み価格を記載すること。

② 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時まで

③ 提出方法

提出書類を事務局宛に郵送（発送を証明できる方法にて提出、期限内に必着のこと）にて提出又は、持参すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

5. 委託者の選定方法について

（1）選定委員会

委託候補者（以下、「候補者」という。）の選定については、吉富町職員及び識者で構成する「審査選定委員会」において行う。

（2）選定方法

参加事業者から提出された提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施に当たり最適な提案をした事業者を候補者として1者選定する。

なお、プレゼンテーションにおける説明および質疑応答については、本業務を受託した場合に担当者となる者が主として行うこと。

（3）提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、参加事業者に対して別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日は、Web 会議方式（会議ツール ZOOMを使用）でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を個々に審査する。

提出した企画提案書をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。

時間は30分（質疑応答10分含む）とする。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知する。

選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

6. 評価基準

評価基準・配点は下記のとおりとする。

項番	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要、業務実績	会社及び担当者の業務実績	20点
2	業務実施工程	本業務の基本的な考え方にに基づき、無理がなく、妥当な工程となっているか	10点
	業務実施方針	本業務の基本的な考えを考慮し、独自性のある提案となっているか	10点
3	吉富町に対する理解	地域特性を考慮した提案となっているか	10点
4	コスト縮減、工期短縮	施設整備に係る建設コストの縮減に資する具体的な提案、工期短縮や効率化に配慮した計画となっているか	20点
5	見積価格	提案価格に対する評価	10点
6	プレゼンテーション	提案の説明能力、本業務への意欲・姿勢 質疑に対する応答、コミュニケーション能力等	20点

7. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領2(1)に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

8. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (6) 提案者の失格事項
 - ① 選定委員や町内関係者に直接、間接を問わず本件について接触を図った者
 - ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる者
 - ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者
 - ④ 提出期間内に企画提案書の提出を行わなかった者

9. 契約に関する事項

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された内容を承認するものではない。

契約締結に向けて、候補者と本業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。

協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。